

令和3年度岡山県津山市介護保険サービス事業者集団指導

居宅介護支援

# 実地指導で多い指摘事項

津山市環境福祉部高齢介護課

居宅介護支援

# 実地指導で多い指摘事項

1. 福祉用具貸与が必要な理由の記載がない
2. 主治の医師等の指示を確認していない
3. 利用者や家族の同意に関すること

# 1. 福祉用具貸与が必要な理由の記載がない

## 【指摘事例】

- × 福祉用具貸与を位置づける場合の、必要とした理由が居宅サービス計画に記載されていない。
- × 福祉用具貸与の継続利用の必要性について検証し、必要とした理由を居宅サービス計画に記載していない。

### 《ポイント》

- 福祉用具貸与・販売を居宅サービスに位置付ける場合には、サービス担当者会議を開催し、当該計画に必要な理由を記載すること。
- 福祉用具貸与については、居宅サービス計画作成後必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続利用の必要性を検証し、継続利用する場合には再度居宅サービス計画にその理由を記載すること。

# 1. 福祉用具貸与が必要な理由の記載がない

## 《ポイント》

- 福祉用具貸与又は特定福祉用具販売を居宅サービス計画に位置付ける場合においては、「生活全般の解決すべき課題」・「サービス内容」等に当該サービスを必要とする理由が明らかになるように記載する。なお、理由については、別の用紙(別葉)に記載しても差し支えない。

「居宅サービス計画書標準様式及び記入要領」より

## 2. 主治の医師等の指示を確認していない

### 【指摘事例】

- × 主治医等に意見を求めることなく医療サービスを居宅サービス計画に位置付けている。
- × 主治医等から意見を求めた内容についての記録がない。
- × 主治医等に居宅サービス計画を交付していない、または交付した記録がない。

### 《ポイント》

- 居宅サービス計画に医療サービス（訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、居宅療養管理指導、短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（訪問看護サービスを利用する場合に限る。）及び看護小規模多機能型居宅介護（訪問看護サービスを利用する場合に限る。））を位置付けるには、主治医等の指示が必要である。

## 2. 主治の医師等の指示を確認していない

### 《ポイント》

- あらかじめ利用者の同意を得て、主治医等に意見を求めること。また、その内容(必要性、具体的な実施方法、実施期間等)を居宅介護支援経過等に記録すること。
- 主治医等の意見を踏まえて医療系サービスを位置づけた居宅サービス計画を作成した際には、意見を求めた主治医等に当該居宅サービス計画を交付すること。

### 3. 利用者や家族の同意に関すること

#### 【指摘事例】

- × 重要事項説明書及び居宅サービス計画について、利用者の同意を得ず、家族の同意を得ていた。
- × 家族が代筆しているが、代筆者の記名がなかった。

#### 《ポイント》

- 重要事項説明書は利用申込者又はその家族に交付して説明し、サービスの提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。同意を得る方法は、できる限り書面により得ること。(市独自)
- 居宅サービス計画の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

※重要事項説明書等の同意、交付は、事前に利用者等の承諾を得た上で、電磁的方法によることも可能。

### 3. 利用者や家族の同意に関すること

#### 《ポイント》

- 利用者が署名できない事情がある場合は、代筆しても差し支えなく、利用者の氏名を記名押印し、代筆者の氏名を記入すること。